

第196期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第196期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

- 事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

川崎重工業株式会社

本内容は、第196期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社のウェブサイト（<https://www.khi.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされるものです。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2006年5月24日の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について会社法に基づく決議を行うとともに、内部統制システムの整備状況を確認しており、その後、社内組織の変更や社内規程の変更の都度、取締役会において、当該基本方針の改定の決議を行っています。当期末における当該基本方針の決議内容及び当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 内部統制システム整備の基本方針

川崎重工グループは、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』という「グループミッション（果たすべき使命・役割）」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規程・ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制として内部統制システムを整備・維持します。また、不断の見直しによってその改善を図ることにより、グループの健全で持続的な成長に資する効率的で適法な企業体制をより強固なものとしします。

具体的には、当社は、本基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備・維持・改善を進めることを取締役会において決議しています。

1. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び監査役（以下「役員」という）並びに使用人に対し、行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」として規定し周知することにより、法令及び定款を始めとする当社諸規則等の遵守を徹底する。
- ②業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するため、社長を内部統制最高責任者、各事業部門長を内部統制責任者とする内部統制推進体制を整備し、役員及び使用人のそれぞれに定められている役割と責任に基づき、内部統制システムを統一的に運用する。

- ③社長統括の下、役員他で構成される全社ＣＳＲ委員会及び事業部門ＣＳＲ委員会において「川崎重工グループ行動規範」を遵守するための各種施策やコンプライアンスの徹底を図るための各種施策を審議・決定する。また、各種法令遵守の啓発・教育活動の継続的实施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めるとともに、その運用状況のモニタリングを行う。
- ④コンプライアンス違反に関する情報を内部通報できる制度を整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。
- ⑤取締役会において選任された執行役員に業務執行を適切な範囲で委任する一方で、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役（東京証券取引所規則の定める独立役員）を選任することにより、経営全般に対する取締役会の監督機能を強化する。また、同様に、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外監査役（東京証券取引所規則の定める独立役員）を選任することで、監査役会による経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、その監査機能の充実を図る。
- ⑥内部監査部門は、当社の業務監査、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報（議事録、決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿及び会計伝票、並びにその他の情報）については、社則に基づき、適切に保存・管理する。取締役及び取締役指名された使用人はいつでもそれらの情報を閲覧できるものとする。
- ②秘密情報及び個人情報については、社則に基づき、適切に保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①社長をリスク管理最高責任者、リスク管理担当役員をリスク管理統括責任者、各事業部門長をリスク管理責任者とし、想定されるリスクを網羅的に把握し、リスク又はリスクによりもたらされる損失を未然に回避・極小化するためのリスク管理体制を整備する。
- ②経営戦略上のリスクについては、社則に基づき、事前に関連部門においてリスクの分析や対応策等の検討を行ったうえで、取締役会等の会議体において審議・決議を行う。特に、経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、個別にリスク管理を行う。
- ③リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を整備する。
- ④重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理責任者である社長に報告する。
- ⑤大規模地震等の災害やパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「カワサキグループ・ミッションステートメント」で明確にした当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の存在意義・役割を踏まえ、グループ全体並びに事業部門毎の長期ビジョンを定め、将来の到達目標を共有する。
- ②長期ビジョンの実現に向けて、中期経営計画及び短期経営計画等の具体的実行計画を策定し、各組織並びに取締役及び使用人個々人の目標を設定する。また、それぞれの計画・目標については、定期的にレビューを行い、より適正且つ効率的な業務執行ができる体制を確保する。
- ③社則において、業務分掌並びに決裁権限を規定するとともに、取締役会の決議に基づき執行役員を選任することにより、業務執行体制を明確化する。また、これらの体制を整備することにより、各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図る。
- ④社則において社長に委譲された権限の行使に際し、その重要性等により、社長の諮問機関として設置する経営会議において審議を行うことで、業務執行の適正性及び効率性を確保する。また、執行役員への経営方針・経営計画の周知及び意見交換等の場として執行役員会を設置し、当社グループ経営における意思統一を図る。
- ⑤社内カンパニー制度に則り、各事業部門は、委譲された権限と責任の下に自ら意思決定を行い、環境の変化に適応した機動的な事業運営を行う。また、各カンパニーの業務執行に最終責任を負うカンパニープレジデントをトップとするカンパニー経営会議等を各カンパニーに設置する。

2. 当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じ、次に掲げる体制の整備に努め、当社グループの業務の適正を確保する。

(1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ②全社CSR委員会において、当社グループ全体として「川崎重工グループ行動規範」・コンプライアンスに関する方針・各種施策を審議し、その運用状況をチェックする体制を整備する。
- ③当社は、子会社の株主として株主総会における議決権行使による統制を行うとともに、子会社に適宜、自らは子会社の業務執行に従事しない非常勤の取締役又は非常勤の監査役、あるいはその両者（以下「非常勤役員」という）を派遣することにより、経営の監督・監視を行う。また、当社に子会社の管理業務を統括する部署を設置し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。
- ④当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(2) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、子会社へ派遣した非常勤役員を通じ、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ②子会社はその経営状況を、経営報告として定期的に当社へ報告するとともに、社則に基づき、経営上の重要な意思決定事項に関し、事前に当社主管部門と協議する。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ②当社は、子会社においてリスクが顕在化した際に備え、各子会社が危機への対処方針を策定し、危機管理に関する体制を整備するよう指導する。
- ③重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに当社に報告する。

(4) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、「カワサキグループ・ミッションステートメント」、長期ビジョン及び中期経営計画等に示される基本的な考え方・ビジョンを共有し、当社グループ全体としての到達目標を明確化することにより、適正且つ効率的な業務執行が行われる体制を整備する。
- ②子会社に決裁基準を整備させ、業務執行の効率化を図る。

3. 当社監査役の職務の執行のために必要な事項

- (1) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の要請に応じて、必要な専任の使用人を配置する。
- (2) 当社監査役の職務の執行を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、及び当社監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役の職務の執行を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。
- (3) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制**
 - ①当社監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会や全社CSR委員会、全社リスク管理委員会等の全社会議体へ出席し、当社取締役及び使用人は、これら会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、グループ経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を当社監査役会に対して報告する。

- ②当社取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちに当社監査役会に報告する。
- ③子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、これを直ちに当社主管部門に報告する。当該報告を受けた当社主管部門は、その内容を当社監査役会に報告する。
- ④社則に基づき、当社使用人は、社内稟議の回覧を通じて、当社監査役会に対して当社グループの業務執行に関する報告を行う。
- ⑤当社監査部並びに会計監査人は、適時に、当社監査役会に対して、当社グループの監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(4) 前記(3)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前記(3)の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定し、子会社についても、その社則において同様の内容を規定させる。

(5) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(6) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ②当社及び子会社の取締役は、当社監査役が当社内部監査部門及び子会社の監査役等との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ③当社及び子会社は、当該会社の監査役の選任議案や監査役報酬等について、法令・定款に従い、当該会社の監査役の同意又は監査役会の決定を得る。
- ④当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者1名以上を含むものとする。

4. 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、全役員及び使用人に対し、「反社会的勢力への利益供与」の禁止について、具体的事例により解説した「コンプライアンスガイドブック」を配布・周知する。「コンプライアンスガイドブック」に記載された事項については、単にこれを配布するだけでなく、研修を行うこと等によって徹底を図る。

また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等外部の専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。なお、当該運用状況については毎期末に評価を行い、その結果を取締役会において報告しています。

1. 内部統制システム全般に関する取り組み

- ①当社グループの役員及び使用人が行動するに際しての判断のよりどころとなる倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」（以下「行動規範」という）として規定し、従業員への冊子配布やイントラネットへの掲載、各種研修の実施等により、周知徹底を図っています。
- ②内部監査部門による当社グループを対象とした業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、業務の有効性及び効率性並びに財務報告の信頼性を確保しています。

2. コンプライアンスに関する取り組み

- ①当社グループ全体としてコンプライアンスを推進するための各種施策を審議・決定し、その遵守状況をモニタリングする全社CSR委員会を設置し、関連社則の整備や「コンプライアンスガイドブック」（以下「ガイドブック」という）の作成・配布、各種研修の実施や内部通報制度の運用等を主導しています。また、事業部門毎にコンプライアンス活動を行う事業部門CSR委員会を設置し、それぞれの事業環境に即した取り組みを展開しています。
- ②反社会的勢力との関係遮断について、「行動規範」に規定するとともに、具体的な禁止事例を列挙した「ガイドブック」の配布や研修の実施等により、周知徹底を図っています。

3. リスク管理に関する取り組み

- ①「リスク管理規則」に基づき、全社的リスク管理体制を構築するとともに、具体的なリスク管理の実施手順をマニュアル化し、想定されるリスクをグループ共通の尺度で網羅的に把握することにより、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避及び極小化に努めています。また、全社及び事業部門においてリスク管理委員会を適宜開催し、重要リスクの選定、対応すべきリスクの特定、リスクに係るモニタリング結果等について報告・審議しています。
- ②経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、受注前に本社部門においてリスクの評価及びリスク対策等の検討を行っています。また、プロジェクトの履行中における進捗状況管理により早期に悪化兆候を把握し、採算悪化等の未然防止に努めるとともに、完工後は採算性を評価し、大きく悪化したプロジェクトについてはその原因分析を行い、他のプロジェクトへ水平展開することにより、リスク管理の強化につなげています。
- ③大規模災害やパンデミック等の発生に備え、事業部門毎に事業継続計画を策定し、毎年評価・見直しを行っています。また、被災時に損失を極小化するための体制をあらかじめ整備・構築しています。当期においては、国内主要地区の災害発生時の被害想定の変更や、防災避難訓練及び事業継続訓練を実施するとともに、全使用人を対象とした安否確認訓練を実施しました。

4. 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

- ①当社グループの存在意義・役割を規定した「カワサキグループ・ミッションステートメント」の内容を踏まえて決定した全社方針・戦略に基づき、各事業分野における目指すべき姿や、中期経営計画及び短期経営計画を定め、到達目標を明確にし共有しています。また、各組織並びに取締役及び使用人は、これらの達成に向けて各々の目標を設定することで、より適正かつ効率的な業務執行に努めています。
- ②業務分掌及び決裁権限を明確にすることにより、各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図るとともに、子会社に対しても業務執行の効率化に向けた各種指導を行っています。
- ③取締役会や経営会議において、重要な経営方針や経営戦略等に関して十分に審議し、取締役の共通認識を形成することにより、その職務執行の効率化を図っています。

5. 子会社管理に関する取り組み

- ①コンプライアンス及びリスク管理については、当社グループ全体として取り組んでおり、海外子会社への展開も順次進めています。今後もより一層の浸透・徹底を図るため、各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じた体制の整備及び運用を進めてまいります。
- ②当社から子会社へ非常勤役員を派遣し、子会社の取締役会等への出席を通じて子会社の経営を監督・監視するとともに、子会社から定期的に経営状況の報告を受けています。また、子会社におけ

る経営上の重要な意思決定事項に関しては、社則に基づき、当社主管部門と当該子会社との間で事前協議のうえ、決定しています。

6. 当社監査役による監査の適正性確保に関する取り組み

- ①監査役の職務の執行を補助するため、専任の使用人を2名配置し、これらの使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査役会の事前の同意を得たうえで行っています。
- ②監査役は、当社の重要な会議体に出席しており、取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務遂行状況等を当該会議体を通じて監査役会へ報告しているほか、社則に基づき、社内稟議の回覧を通じて業務執行に関わる報告を行っています。
- ③監査役監査への協力、又は「内部統制システム整備の基本方針」に基づく監査役への報告を行った者に対して不公正・不利益な取扱いを行うことを禁止する規程を整備しています。また、子会社においても、規程の整備等、各子会社の地域や規模等に応じた仕組みや体制の整備を進めています。
- ④監査部及び会計監査人は、定期的に監査役と連絡会又は会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、緊密な連携を図っています。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用の前払等の請求に関する規程を整備し、周知しています。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 利 余 金	本 利 余 金	益 金	自己株式
当期首残高	104,484	54,573	308,010	△124	466,944
当期変動額					
剰余金の配当			△10,858		△10,858
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,453		27,453
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		△0		1	1
自己株式処分差損の振替		0	△0		-
連結子会社の増資による 持分の増減		△30			△30
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△30	16,595	△5	16,558
当期末残高	104,484	54,542	324,606	△130	483,502

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当期首残高	3,526	403	719	△5,532	△883	15,324	481,386
当期変動額							
剰余金の配当							△10,858
親会社株主に帰属する 当期純利益							27,453
自己株式の取得							△7
自己株式の処分							1
自己株式処分差損の振替							-
連結子会社の増資による 持分の増減							△30
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△843	△630	△5,275	517	△6,232	549	△5,683
当期変動額合計	△843	△630	△5,275	517	△6,232	549	10,875
当期末残高	2,682	△227	△4,556	△5,014	△7,115	15,874	492,261

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

計94社

(国内) 川重商事(株)、(株)カワサキマシンシステムズ、日本飛行機(株)、

(株)カワサキモータースジャパン、川重冷熱工業(株)、(株)アーステクニカ

(海外) Kawasaki Motors Corp., U.S.A., Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.,

Kawasaki Motors Europe N.V.,

Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co., Ltd., Kawasaki Rail Car, Inc.,

Kawasaki Motors (Phils.) Corporation、川崎精密機械(蘇州)有限公司、

PT. Kawasaki Motor Indonesia、川崎精密機械商貿(上海)有限公司

連結子会社の増加2社については、新たに設立したため連結の範囲に含めています。

連結子会社の減少1社については、他の連結子会社に吸収合併されたため連結の範囲から除外しています。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

グリーンパーク千葉新港(株)他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 17社

主要な会社名 南通中遠海運川崎船舶工程有限公司

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(グリーンパーク千葉新港(株)他)及び関連会社(民間航空機(株)他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 満期保有目的の債券

主として償却原価法（定額法）を採用しています。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しています。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しています。

② たな卸資産

主として個別法、移動平均法及び先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

③ デリバティブ

時価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

④ 受注工事損失引当金

当連結会計年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しています。

⑤ 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金

当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー（RRSP）方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しています。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主として原価比例法）を適用しています。
- ロ その他の工事
工事完成基準を適用しています。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段	ヘ ッ ジ 対 象
為替予約、通貨オプション	外貨建金銭債権・債務等（予定取引を含む）
金利スワップ、通貨スワップ	借入金

- ③ ヘッジ方針
各社社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれん相当額の償却については、その効果の及ぶ期間を見積り、当該期間において均等償却を行っています。ただし、金額の重要性が乏しいものについては、発生年度において一括償却しています。
- (9) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「有価証券売却益」は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。
- 有形固定資産に対する減価償却累計額 838,423百万円
- 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - 担保に供している資産

建物及び構築物（純額）	61百万円
投資有価証券	17百万円
その他	80百万円
合計	158百万円
 - 担保に係る債務

短期借入金	2百万円
長期借入金	16百万円
その他	3百万円
合計	21百万円
- 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務 24,384百万円
- 一部の仕掛品につき、それを販売することにより発生する売掛債権を信託財産とする自己信託受益権を設定しており、当該信託財産に関連する仕掛品が4,926百万円含まれています。
- 一部の海外LNGタンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社が被った損害について、当連結会計年度にICC（The International Chamber of Commerce）へ仲裁申立を行いました。当該損害金額（約510億円）については、今後仲裁を通じて回収していく予定であり、その一部を投資その他の資産「その他」に計上しています。

(連結損益計算書に関する注記)

- 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。
- 民間航空エンジンの運航上の問題に係る負担金は、当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー（RRSP）方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 重要な会計方針 (7) 重要なヘッジ会計の方法」のとおりです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	74,311	74,311	—
(2) 受取手形及び売掛金	427,665	427,641	△23
(3) 投資有価証券	8,140	8,140	—
(4) 支払手形及び買掛金	(247,191)	(247,191)	—
(5) 電子記録債務	(123,083)	(123,083)	—
(6) 短期借入金	(100,023)	(100,023)	—
(7) 1年内償還予定の社債	(10,000)	(10,000)	—
(8) 社債	(140,000)	(142,106)	△2,106
(9) 長期借入金	(187,568)	(187,231)	337
(10) デリバティブ取引	(1,511)	(1,511)	—

(*) 負債に計上されているものについては () で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、(7) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (8) 社債
これらの時価については、市場価格によっています。
- (9) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (10) デリバティブ取引
これらの時価については、先物為替相場又は取引先金融機関から提示された価格によっています。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
関係会社株式、関係会社出資金、非上場株式及び匿名組合出資等（連結貸借対照表計上額82,575百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めていません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,851.84円
2. 1株当たり当期純利益	164.34円

(その他)

(日本飛行機株式会社の雪害について)

2014年2月15日の大雪により、連結子会社である日本飛行機株式会社の厚木事業所の格納庫屋根が崩落したことに伴い、格納庫にて定期修理中であった海上自衛隊の航空機に被害が発生しました。当社及び日本飛行機株式会社は、本件の取扱いについて防衛省と協議を進めていましたが、2017年7月、防衛省は19億円の損害を被ったとして、当社が防衛省（国）に対して有する代金請求権を対象として同額での相殺を実行しました。当社は防衛省の主張及び相殺実行について受諾できないことから、防衛省に対し相殺対象となった代金19億円の支払を督促しましたが、防衛省がこれに応じなかったため、2017年10月に当該金額の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。今後の訴訟の結果によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	104,484	52,210	0	2,630	9,599	150,909	△124	319,710	
当期変動額									
剰余金の配当						△10,858		△10,858	
当期純利益						15,097		15,097	
自己株式の取得							△7	△7	
自己株式の処分			△0				1	1	
自己株式処分差損の振替			0			△0		-	
特別償却準備金の取崩				△450		450		-	
固定資産圧縮積立金の積立					118	△118		-	
固定資産圧縮積立金の取崩					△242	242		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	△0	△450	△123	4,813	△5	4,232	
当期末残高	104,484	52,210	-	2,180	9,475	155,722	△130	323,943	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	2,688	393	3,082	322,792
当期変動額				
剰余金の配当				△10,858
当期純利益				15,097
自己株式の取得				△7
自己株式の処分				1
自己株式処分差損の振替				-
特別償却準備金の取崩				-
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△796	△680	△1,477	△1,477
当期変動額合計	△796	△680	△1,477	2,755
当期末残高	1,891	△286	1,604	325,548

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しています。

(3) 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

(4) 受注工事損失引当金

当事業年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託を含む）の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金

当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー（RRSP）方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主として原価比例法）を適用しています。

② その他の工事

工事完成基準を適用しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段	ヘ ッ ジ 対 象
為替予約、通貨オプション	外貨建金銭債権・債務等（予定取引を含む）
金利スワップ、通貨スワップ	借入金

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(表示方法の変更)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

(貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。
- 有形固定資産の減価償却累計額 630,831百万円
- 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	174,718百万円
長期金銭債権	477百万円
短期金銭債務	89,200百万円
- 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	61百万円
	投資有価証券	14百万円
	関係会社株式	67百万円
	合計	142百万円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	2百万円
	長期借入金	16百万円
	合計	18百万円
- 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務 28,788百万円
- 一部の仕掛品につき、それを販売することにより発生する売掛債権を信託財産とする自己信託受益権を設定しており、当該信託財産に関連する仕掛品が4,926百万円含まれています。
- 一部の海外LNGタンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社が被った損害について、当事業年度にICC (The International Chamber of Commerce) へ仲裁申立を行いました。当該損害金額 (約510億円) については、今後仲裁を通じて回収していく予定であり、その一部を投資その他の資産「その他」に計上しています。

(損益計算書に関する注記)

- 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。
- 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	430,388百万円
仕入高	184,825百万円
営業取引以外の取引による取引高	21,800百万円
- 民間航空エンジンの運航上の問題に係る負担金は、当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー (RRSP) 方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 35,196株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因は、退職給付引当金、受注工事損失引当金等各種引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、固定資産圧縮積立金等です。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,948.86円
2. 1株当たり当期純利益 90.37円

(その他)

(日本飛行機株式会社の雪害について)

2014年2月15日の大雪により、連結子会社である日本飛行機株式会社の厚木事業所の格納庫屋根が崩落したことに伴い、格納庫にて定期修理中であった海上自衛隊の航空機に被害が発生しました。当社及び日本飛行機株式会社は、本件の取扱いについて防衛省と協議を進めていましたが、2017年7月、防衛省は19億円の損害を被ったとして、当社が防衛省（国）に対して有する代金請求権を対象として同額での相殺を実行しました。当社は防衛省の主張及び相殺実行について受諾できないことから、防衛省に対し相殺対象となった代金19億円の支払を督促しましたが、防衛省がこれに応じなかったため、2017年10月に当該金額の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。今後の訴訟の結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。